

連結納税の概要と事前準備ポイント

2001年12月14日に、与党3党による「2002年度税制改正大綱」が決定され、連結納税制度の導入が確実となりました。  
2002年4月1日以降開始事業年度から導入されます。

連結納税の概要

	従 来	連結納税	解 説
親会社	法人税額 100 × 30% = 30	法人税額 (100 - 50) × 32% = 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社とその100%子会社の企業グループを1つの企業とみなして法人税を課税します。100%未満の子会社は、連結納税の対象にできません。連結会計(50%基準・支配力基準)とは判定基準が異なります。</li> <li>従来からの単体課税との選択制です。原則、事業年度開始6ヶ月前までに国税庁長官に申請・承認。</li> <li>税率は、親会社の税率を適用しますが、当初2年間は2%の付加税が上乘せされます。</li> <li>申告納付は親会社が行います。</li> <li>納税債務は、グループ内の各法人に一定の方法によって配分されます。</li> </ul>
課税所得 100			
100%子会社	法人税額 0		
課税所得 50			

[ポイント]

- 1) 親会社と事業年度が異なる子会社については、親会社の事業年度にあわせた「みなし事業年度」で仮決算し、税額等を計算します。
- 2) 連結グループ間の内部取引は、原則として時価で行います。
- 3) 簿価が1,000万円以上の一定資産にかかるグループ間取引により生じた損益については、連結グループ外への資産移転時までその計上をくりのべます。
- 4) 連結グループ間での寄附金は、全額損金不算入です。

事前準備のポイント

- 1) 100%子会社はすべて連結グループ内に入ることになり、継続的に連結納税を適用しなければなりません。持分の一部を譲渡するなど、連結の範囲についてコントロールが必要です。
- 2) 連結グループへ加入する法人の資産については、直前事業年度において時価評価により評価損益を計上します。子会社の資産について、含み損益の確認が必要です。
- 3) 連結申告により、グループ間の情報収集にこれまで以上にスピードが要求されます。グループ全体のタックス・コントロールを速やかに行えるような情報システムの整備が必要です。

お見逃しなく!

1. 当初から連結納税制度を選択する場合の申請・承認は、適用年度の終了の日の6ヶ月以上前(その日が2002年12月31日後の場合は同日)までとなります。
2. 連結納税制度適用前の子会社の欠損金は、連結納税上、繰越控除できません。
3. 適用開始時の子会社のうち資産の時価評価による評価損益を計上する必要があるものについては、翌事業年度まで連結グループに加入できません。
4. 地方税・消費税については単体ベースでの申告納税となります。
5. 連結納税制度を取止める場合は、やむを得ない事由がある場合に限られ、事前に国税庁長官の承認を受ける必要があります。